

「鳥取県人権教育基本方針」の策定について

平成16年11月19日
人 権 教 育 課

鳥取県教育委員会では、人権教育の一層の推進を図るため、本年6月に県内の人権教育推進者等で構成する「鳥取県人権教育基本方針編集委員会」を設置し、様々な視点から基本方針の策定に向けて検討を進め、このたび、「鳥取県人権教育基本方針」を策定した。

1 策定までの経緯

- ・平成16年6月：鳥取県人権教育基本方針編集委員会の設置（分野別に延28回開催）
- ・平成16年10月：県民から意見募集（応募件数：55件）
- ・平成16年11月：「鳥取県人権教育基本方針」策定

2 策定のポイント

- これまで同和教育が確立してきた原則を人権教育の基底に位置づけるとともに、世界や国内の人権を取り巻く現状をふまえながら、今後、鳥取県がめざす人権教育についての考え方を明確に示した。
- 本年3月に改訂された「鳥取県人権施策基本方針－第1次改訂－」に基づき、同和問題や女性、障害者、子ども、高齢者、在日外国人等の人権問題にかかわる教育の推進指針を盛り込んだ。
- 学校教育や社会教育の場で、人権教育を行う指導者・推進者をはじめ学習者が人権や人権問題について理解を深めるよう、人権教育の原則や個別の人権問題にかかわる人権侵害の実態等をわかりやすく説明した。

3 基本方針の概要

第1章 人権教育をめぐる動き

- 1 同和教育が確立してきた原則を人権教育の基底に位置づける
 - (1) 同和教育が築いてきたもの
 - (2) 差別の現実から深く学ぶ
- 2 「人権」について
- 3 人権教育で大切にすべきこと
「人権教育」の4つの側面
 - (1) 権利を基礎にすること－自分の権利に気づく
 - (2) 具体的な問題を基礎にすること
 - (3) 行動（解決）を志向する－人権尊重の社会を実現する推進力
 - (4) エンパワメントの重視
 - (5) 「参加型」の重視
- 4 人権救済と人権教育の有機的かかわり
- 5 鳥取県がめざす「人権教育」について

第2章 推進者の育成及び指導力の向上

第3章 人権教育における評価

- 1 学校教育並びに社会教育における自己評価
- 2 モニター（監視・評価）機関の設置

第4章 各人権問題に関わる教育の推進指針

- | | |
|---------------------|---------------------|
| <同和教育> | <女性の人権に関する教育> |
| <障害者の人権に関する教育> | <子どもの人権に関する教育> |
| <高齢者の人権に関する教育> | <外国人の人権に関する教育> |
| <病気にかかわる人の人権に関する教育> | <個人のプライバシー保護に関する教育> |

4 周知方法

- ・県のホームページで概要及び全文を公表するほか、すべての保育所、幼稚園、学校や関係機関等に冊子を配布する。